

## 葛飾区重層的支援体制整備事業実施要綱

令和 6 年 7 月 30 日  
6 葛福く第 52 号  
区 長 決 裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 1 項の規定に基づき、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える個人、世帯等に対する適切な支援を図るために実施する重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、葛飾区とする。ただし、事業の実施に当たっては、その全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事業をいう。）
- (2) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する事業をいう。）
- (3) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する事業をいう。）
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する事業をいう）
- (5) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定する事業をいう。）
- (6) 支援プランの作成事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (7) その他葛飾区長が必要と認める事業

### (重層的支援会議の設置)

第 4 条 事業を推進するため、葛飾区重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）を設置する。

- 2 重層的支援会議は、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱（令和 5 年 5 月 31 日付け 5 葛福く第 16 号区長決裁）第 9 条の規定により設置する分科会とする。

(重層的支援会議の所掌事項)

第5条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援プランの作成事業において作成されたプラン(以下「プラン」という。)の適切性の評価に関する事
- (2) プラン終結時等において、支援の経過及びその成果の評価に関する事
- (3) 地域資源及び制度の充足状況の確認並びにその開発に向けた検討に関する事
- (4) その他重層的支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(会長及び副会長)

第6条 重層的支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、福祉部長とする。
- 3 副会長は、福祉部くらしのまると相談課長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(重層的支援会議の構成員)

第7条 重層的支援会議の構成員は、別表に掲げる者とする。

(重層的支援会議の開催)

第8条 重層的支援会議は、会長が招集する。

- 2 重層的支援会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、非公開とする。
- 4 会長は、重層的支援会議で検討した結果及び意見を葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会に報告する。

(庶務)

第9条 重層的支援会議の庶務は、福祉部くらしのまると相談課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

福祉部福祉管理課長
福祉部高齢者支援課長
福祉部地域包括ケア担当課長
福祉部障害援護担当課長
福祉部西生活課長
福祉部東生活課長
健康部青戸保健センター所長
健康部金町保健センター所長
子育て支援部子育て応援課長
児童相談部児童相談課長
児童相談部子ども家庭支援課長
教育委員会事務局総合教育センター教育支援課長
福祉部くらしのまるごと相談課支援係長
福祉部くらしのまるごと相談課くらしのまるごと相談担当係長
福祉部高齢者支援課相談係長
福祉部高齢者支援課高齢者支援担当係長
福祉部高齢者支援課シニア活動支援センター所長
福祉部障害福祉課相談係長
福祉部障害福祉課援護係長
福祉部西生活課相談係長
福祉部東生活課相談係長
健康部青戸保健センター保健サービス係長
健康部金町保健センター保健サービス係長
子育て支援部子育て応援課ひとり親家庭相談係長
児童相談部児童相談課相談係長
児童相談部子ども家庭支援課子ども家庭第一係長
教育委員会事務局総合教育センター教育支援課教育支援係長